

白峰小学校「いじめ防止基本方針」概要版

いじめのない、安心して過ごせる白峰小学校をめざして



学校



連携



家庭

「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を設置しています。

いじめ対策委員会

- 校長 ○生徒指導主事 ○教務主任
- 特別支援教育コーディネーター ○研究主任
- 養護教諭 ○スクールカウンセラー
- いじめ対応アドバイザー

【9条1項】

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

学校と家庭が協力して、白峰小学校からいじめをなくしていきましょう！

白峰小学校はいじめをなくすための取組をしています

- ① **いじめの防止**・・・児童がいじめの問題について考え、いじめを許さず、いじめをなくすための活動に取り組めるようにする。
- ② **早期発見**・・・日頃から児童を見守り、児童の変化や危険信号を見逃さないようにする。毎月のアンケート調査や教育相談の実施により、児童の声を敏感に拾って組織的に対処する。
- ③ **いじめに対する措置**・・・教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに情報を収集し、組織的に対処する。被害児童を徹底して守り、加害児童に対しては教育的な配慮の下に、毅然とした態度で指導する。

※白峰小学校いじめ防止基本方針の詳細について知りたい方は本校HPをご覧ください。